公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本契約に係る契約の締結は、当該業務に係る平成26年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

平成26年1月22日

世田谷区

1.業務の概要

- (1)件 名 下高井戸駅周辺地区街づくり検討及び地区懇談会運営支援業務委託
- (2)事業の目的

下高井戸駅周辺地区では街づくり協議会から「地区街づくり計画の原案」の提案を受け、区が「地区街づくり計画」を策定したところである。駅周辺地区においては、地域住民が連続立体交差事業による街の変化を認識しており、駅周辺の商業環境の再生や歩行者系駅前広場の実現が求められている。

本業務委託では、駅周辺地権者の懇談会運営支援及び個別ヒアリングを行い、個々の街づくりの意向を把握する。駅周辺の街づくりの課題を整理し、実現のための事業手法を精査するとともに、地区計画等による規制誘導手法の検討を行うことを目的とする。

(3)対象区域

下高井戸駅周辺(詳細は図 - 1参照)

(4)業務内容

- 1)地区懇談会の運営支援等
 -)地区懇談会の開催(3回程度)

地区懇談会のニュースを発行し、地区内の地権者による懇談会の運営支援及び議事資料、議事録の作成を行う。

-)地権者個別ヒアリングの実施 (地権者数 120名程度) 地権者個別ヒアリングを行い、街づくりの意向をまとめる。
- 2)下高井戸駅周辺の街づくりの検討
 -) 街づくりのイメージの検討

地域内の現況と課題を踏まえ、地区懇談会の意見から街づくりの方向性を検討し、地区計画や事業導入を見据えた街づくりのイメージをまとめる。

) 実現化手法の検討

街づくりのイメージ実現に向けて、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)や土地区画整理事業などの事業導入の検討及び地区計画等の規制誘導手法の検討を行う。

3)駅周辺地区街づくりにおける事業計画(案)の作成・提案

事業計画(案)を作成し、ニュース発行、説明会等開催のための運営支援及び議事 資料、議事録の作成を行う。

(4)履行期間

平成26年4月上旬から平成27年3月下旬まで(予定)

2.参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2)世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格で、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5)会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21 条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成21年度以降に、都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における都市計画 法に基づく地区計画策定業務の受託実績があること。
- (7) 平成21年度以降に、世田谷区の街づくりに関する業務の受託実績があること。

3.企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

- 4.企画提案書を特定するための評価基準
- (1)企業実績(業務実績)
- (2)予定技術者実績(技術者資格、実務実績、地域精通度)
- (3)特定テーマに対する提案(業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性)
- (4)資料作成能力(わかりやすさ、見やすさ)
- (5)業務実施体制(実施体制の妥当性)
- (6)工程計画(妥当性)
- (7)ヒアリング(専門性と技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力)
- (8)参考見積の妥当性

5.手続等

(1)担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課(担当:小幡、長谷川)

〒155-8666世田谷区北沢2-8-18(北沢タウンホール6階)

電話:03-5478-8031/FAX:03-5478-8019

E-mail: SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

- (2)説明書の交付期間、場所及び方法
 - 1)期間:平成26年1月22日(水)から平成26年2月5日(水)
 - 2)交付場所及び方法

上記(1)にて窓口配布

世田谷区ホームページよりダウンロード

区トップページ くらしのガイド 住まい・街づくり・交通 街づくり 北沢総合支所管内の街づくり に掲載

- (3)参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
 - 1)期限:平成26年2月5日(水)午後5時まで(必着)
 - 2)場 所:上記(1)
 - 3)方法:持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)
- (4)企画提案書等の提出日、提出場所及び方法
 - 1)期限:平成26年3月5日(水)午後5時まで(必着)
 - 2)場 所:上記(1)
 - 3)方法:持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

6. その他

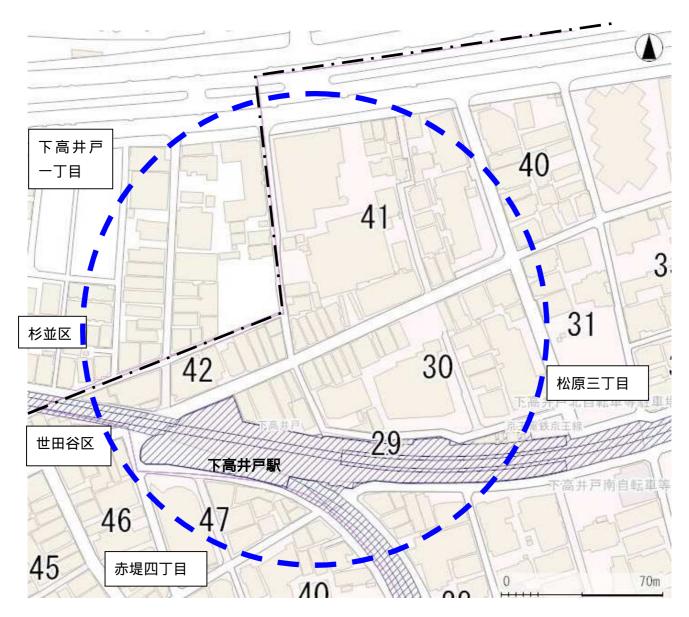
- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金:免除
- (3)契約書作成の要否:要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随 意契約により締結する予定の有無:有

件 名:(仮称)平成27年度下高井戸駅周辺地区地権者懇談会運営支援及び事業 計画等策定委託

平成27年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

- (5)区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並び に企画提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (6)詳細は、5.(2)の説明書による。

図 - 1 下高井戸駅周辺の区域図



対象区域